### 韓国葬墓文化の現状と 課題

田中 悟\*

#### Ι はじめに

本論は、現代韓国の葬墓文化、特に火葬の 普及にともなって変化を余儀なくされている 遺体 (遺骨・遺灰)<sup>1</sup>の扱い方に焦点を当て、 その現状の整理を試みるものである。と同時 に、現代韓国における死者と生者との関係如 何について、一定の示唆を得ることを目指し ている。

このような考察は、佐藤弘夫『死者のゆく え』(岩田書院、2008年)への応答としての 問題設定に基づくものである。

佐藤弘夫は、『死者のゆくえ』において、 死者の遺体・遺骨に対する日本列島に暮らし た人々の態度の変遷について、このようにま とめている。

遺骸や遺骨を顧みることのなかった古代の 人々。火葬骨を霊場や共同墓地まで運んだ 中世の人々。家の墓を作って骨を納め、定 期的に墓参を繰り返した近世以降の人々一 この列島に住んできた人々の死者に対する 態度は、これほど大きく変化している<sup>2</sup>。

佐藤はこのように述べ、「日本人は骨を大切にする」というテーゼは、骨をモノとしてしか扱わなかった古代人には通用せず、「死者は身近にとどまる」という感覚は、遠い浄土への旅立ちを願った中世人には無縁だったと説く。これを別の角度から言い直せば、古代から現代に至る、日本列島における遺体や遺骨の扱いは、時代の変遷にしたがって変容を遂げており、その背景には遺体・遺骨に対する見方の変容が存在する、ということになろう。

<sup>\*</sup>神戸大学大学院国際協力研究科研究員

では、遺体・遺骨の「扱い」と、遺体・遺骨に対する「見方」のうち、その「変容」を 主導するのは、どちらの側面なのであろうか。

通常であれば、目に見える「扱い」の変化を見て、その背景にある「見方」の変化を読み取る、という手続きを踏むことになろう。そこには、「扱いの変化の背景には見方の変化がある」という想定を、さらに読み取ることもできるだろう。佐藤の考察も、基本的にはそのようなものであると読むことができる。

しかし、そのような想定は必ずしも普遍的であるとは限らない。というのは、現代韓国において急速に進んでいる葬墓文化の変容の背景に、遺体・遺骨の主である死者への見方の変容があるとは言い難いのである。それはむしろ、急速に進んだ近代化、特に都市化の影響によって生じた、墓地による国土の侵食や墓地の新規造成のための適地の減少という、極めて世俗的な状況変化によって、導かれたものと言える。かくして、本論が目指すのは、「世俗的な変化によって導かれた遺体・遺骨の扱いの変化が、死者への見方にいかなる変化をもたらすか(あるいは、もたらし得るか)」という問いを設定し、これに対して一定の見通しを与えることとなる。

朝鮮半島においては近代以降も一般的であった土葬墓という墓地の形式は、1990年代後半頃からの急速な火葬の普及によって、変容を余儀なくされている。

火葬の普及にともなう葬墓の変容は、具体 的にはいわゆる納骨墓や納骨堂、あるいは花 草葬や芝生葬・樹木葬など様々な形を取る「自然葬」や、それとは区別される「散骨」といった多くのバリエーションを見せている。こうした変化は、死者の都合とは無関係なところからもたらされたものではあるが、しかしやはり、死者の位置付けや生者との関係の変化を、結果としてもたらさざるを得ないと思われる。だとすれば、その変化とはいかなるものであるのか。また一方で、現在、多様な類型を示している葬法は、見た目に応じた多様さを、死者に対する見方にもたらしていると言えるのだろうか。

現在進行形の事象であるだけに、こうした問題を考察するための手がかりの多くは流動性をともなうものであるが、葬法の変化をもたらす要因としてではなく、葬法の変化がもたらすと想定され得る結果として「死者に対する見方」を位置付けることで、上記の問いに対する可能な限りの示唆を導き出したいと考えている。それはおそらく、現代韓国における「死者のゆくえ」について思索をめぐらす試みとなり、佐藤が構想したような「死の比較文化論的研究」。のための一助となることを目指すものとなるだろう。

#### ■ 現代韓国における葬墓文化のあり方─葬 法の変遷とバリエーション

まず、現代韓国における葬墓文化のあり方について、墓地形態の変遷過程と現在見ることのできるそのバリエーションとを概観することを通じて、簡単にではあるが確認しておきたい。

現代における伝統式・儒教式墓地は、祖先祭祀を軸として形成されるものであり、具体的には父系の一族による集団墓地、すなわち宗中(門中)墓地の形態をとるものであった(写真1参照)<sup>4</sup>。土饅頭を築く土葬墓で構成されるこうした墓は、人々の集住化・都市化が進むにしたがって、地縁に基づく共同墓地の形態をとるようになり(写真2参照)、そのことを通じて墓地の集約や墓地面積の縮約が図られた。



写真 1 宗中(門中)墓地(京畿道城南市・粟洞公園、 『中部日報』 2015年10月1日付記事より)



写真 2 共同墓地 (慶尚南道南海郡・南海追慕ヌリ、 2010 年 12 月 26 日、著者撮影)

また、墓地面積を縮約するのに有効な方策 としての火葬が普及するにしたがって、火葬 遺骨を前提とする納骨墓や納骨堂が一般化 し、墓地の形態はいっそう大きな変貌を見せ ることになった(写真3·写真4)。



写真3 家族納骨墓(釜山広域市·白雲公園、 2010年12月27日、著者撮影)



写真 4 屋内型奉安堂(仁川広域市·仁川家族公園、2015年9月19日、著者撮影)

火葬を前提とする葬墓は、納骨という形態からさらに進んで、よりいっそう面積を縮小することで土地利用の効率化を図り、併せて碑石その他の人工物を可能な限り排除するといった、いわゆる「親環境」的な葬法を目指す方向を模索している。慶尚南道南海郡で独自に導入された納骨平葬墓はその一例であるし、全国的には「自然葬」という名の下で、様々な形態の墓地が導入され、現在も試行錯誤の

最中である(写真5・写真6・写真7・写真8)。



写真 5 納骨平葬墓 (慶尚南道南海郡・南海追慕 ヌリ、2015 年 12 月 30 日、著者撮影)



写真6 自然葬・花草葬(大田広域市・大田追慕 公園、2015年9月17日、著者撮影)



写真7 自然葬・芝生葬(大田広域市・大田追慕 公園、2015年9月17日、著者撮影)



写真8 自然葬・樹木葬(大田広域市・大田追慕 公園、2015年9月17日、著者撮影)

また、悪喪(若くして親よりも先に死ぬこと)の場合や未成年者・未婚者・子がない者などを対象として旧来より行われてきた散骨は、現在でも無縁者や個人墓を作らない者を対象として行なわれている。また、このような散骨や墓地の整理の結果として、合葬墓も見ることができる(写真9・写真10)。



写真 9 散骨(仁川広域市・仁川家族公園「幽宅の丘」、2015年9月19日、著者撮影)



写真 10 合葬墓(仁川広域市・仁川家族公園「合同墳墓」、2015 年 9 月 19 日、著者撮影)

#### 変化の大きな流れ

以上の変遷を、形態的に七つの類型に分類 することを通じて図式的に整理したものが、 表1である。

ここから読み取れる変化の流れの特徴について、少なくとも次の三点は指摘できると思われる。

#### 1. 遺体(遺骨)の扱い方

この表において、死者の遺体の扱いを見

たとき、そこには土葬(1-2)から火葬(3-7)へという流れを見て取ることができる。これは、「継続的な火葬率の上昇」という形をとる、不可逆的な流れだと見ることができる $^5$ 。

#### 2. 遺体(遺骨) の葬り方

土葬もしくは火葬における遺体(遺骨)の 葬り方に注目すると、土中への埋葬による 自然への還元(1-2)から奉安(納骨) による遺骨の保持(3)へと変化したの ち、再び土中への埋葬による自然への還元 (4-7)へ向かうという、揺り戻しの流れ を見ることができる。

#### 3.「個人」の行方

葬墓文化の中での個人のあり方の傾向に注目してみると、血縁・地縁の紐帯の中に置かれる段階(1-3)から、個人化の進行(3-5)、そして個人性の解体(5-7)へ向かう、という、比較的ゆるやかな変化の流れを見ることができる。

夜 1 現11.駐国発奉 2 11.07 管理区域	表 1	現代韓国葬墓文化の勢	き 理図 式
---------------------------	-----	------------	--------

類型	1. 宗中(門中) 墓地	2. 共同墓地	3. 奉安堂	4. 納骨平葬墓	5. 自然葬	6. 散骨	7. 合葬
	血縁集団単位	村落単位/地 方自治体単位	納骨墓·屋外 型·屋内型		花草葬・芝生 葬・樹木葬	「幽宅の丘」	
遺体(遺骨) の扱い方	土葬	土葬	火葬	火葬	火葬	火葬	火葬
遺体(遺骨) の葬り方	埋葬	埋葬	奉安	埋葬	埋葬	散骨→収骨 (のち埋葬)	埋葬
遺体(遺骨) の行方	自然への還元	自然への還元	遺灰の維持	自然への還元	自然への還元	自然への還元	自然への還元
個人のあり方の傾向	血縁の紐帯	血縁・地縁の 紐帯/個人化 の進行	血縁・地縁の 紐帯/個人化 の進行	血縁・地縁の 紐帯/個人化 の進行	個人化の進行 /個人性の 解体	個人性の 解体	個人性の 解体

むろん、こうした切り取り方はあくまで便 宜的なものであるが、現代韓国における葬墓 文化の変容は、複数の点において進行度合い の不均等さをともなう複雑なものであること は確認できよう。これらの「変化の流れ」は、 死者が「葬られる時点」での選択に限られず、 例えば土葬墓を火葬して改葬することなどを 通じて、「葬られた後」にも類型間での移動 をもたらしている。

では次に、「葬られた後」の遺体(遺骨) の行方に注目しつつ、韓国の葬墓について定 めた法律である「葬事等に関する法律」の関 連規定について、検討していくことにしたい。

#### Ⅲ 「葬事等に関する法律」

まず、「葬事等に関する法律」(法律第 13108号、2015.1.28一部改正)の中で、本件 に関連する第19条と第20条の条文を確認し ておきたい。

- 第19条(墳墓の設置期間)① 第13条に ともなう公設墓地および第14条にともな う私設墓地に設置された墳墓の設置期間は 30年とする。< 改正 2015.12.29.>6
- ②第1項にともなう設置期間が過ぎた墳墓の縁故者が、市・道知事、市長・郡守・区庁長または第14条第3項により法人墓地の設置・管理の許可を受けた者にその設置期間の延長を申し込む場合には、1回に限ってその設置期間を30年として延長しなければならない。<改正2015.12.29>
- ③ 第1項および第2項にともなう設置期間を計算する際、合葬墳墓である場合には、

- 合葬された日を基準として計算する。
- ④ 第2項にかかわらず、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、管轄区域の中の墓地需給のために必要だと認められれば、条例に決めるところにより5年以上30年未満の期間内で第2項にともなう墳墓設置期間の延長期間を短縮することができる。<<改正2015.12.29>
- ⑤ 第2項にともなう墳墓設置期間の延長申請に関して、必要な事項は保健福祉部令に定める。
  - ※引用者注:本条文が適用される制度の 開始日は、附則第2条第2項の規定に 基づき、2001年1月13日となる。

#### 第20条(設置期間が終了した墳墓の処理)

- ① 第19条に基づく設置期間が終了した墳墓の縁故者は、設置期間が終了した日から1年以内に、その墳墓に設置された施設を撤去し、埋葬された遺骨を火葬したり、奉安したりしなければならない。
- ② 公設墓地または私設墓地の設置者は、 縁故者が第1項の規定による撤去・火葬・ 奉安をしないときには、その墳墓に設置さ れた施設を撤去し、埋葬された遺骨を火葬 して、一定期間安置することができる。
- ③ 公設墓地または私設墓地の設置者は、 第2項の規定による措置をするにあたっ て、事前に期間を定め、その墳墓の縁故者 に通知しなければならない。ただし、縁故 を知ることができない場合は、その旨を公 告しなければならない。
- ④第3項の規定による通報および発表の期

間・方法・手続等に関して必要な事項は、 保健福祉部令で定める。

⑤第2項の規定による奉安については、第12条第3項を準用する<sup>7</sup>。

この「葬事等に関する法律」第19条・第 20条から韓国における墓地の扱いを整理す ると、およそ次のようになろう。

- 1. 死者が葬られた各々の墓地は、途中で更新手続きを挟みつつ、最長60年という使用期限が設けられている(ただし、制度が開始された2001年1月13日以前に設置された墓地は、その適用外)。
- 2. 期限が終了した、もしくは更新手続きを 行なわなかった墓地は、遺族もしくは墓 地設置者によって撤去・整理される(実 態としては、最終的には合葬など個別性 を喪失させる措置が実行される)。

また、第20条における「火葬」「奉安(=納骨)」といった用語の使い方からもうかがえるように、法律上、土中に遺体を埋葬する土葬墓地は、火葬を前提とした奉安(納骨)や埋葬への移行が促されることになっている。また、納骨平葬や自然葬などは、火葬遺灰の自然還元が予定されている葬法であるため、期限終了→施設撤去後は、その場から移されることなく、個人の墓地は整理・解消されることなく、個人の墓地は整理・解消されることになる。さらに、他の方法と同様の使用期限が規定されている奉安(納骨)堂の保存遺骨(火葬された遺灰)についても、期限終了後には安置されていた納骨函から出され、何らかの移行措置が講じられることになる。その場合、論理的には、他の奉安堂へ移

すか、納骨平葬や自然葬など自然還元的な葬法を採用するかのいずれかを選択することとなる。前者の場合には、改葬先で再び使用期限を満了した時点で、また同じ選択を迫られることになるだろう。

いずれにせよ、そこで想定される最終的な あり方は、火葬遺灰の自然還元であり、葬法 としては「自然葬」「散骨」「合葬」などが該 当する。これらの葬法が、現代韓国の葬墓に おける最終到達地点となる。

このうち、「合葬」についてはその名の通り、 合同墳墓内への埋葬を意味する。他方、韓国 における「自然葬」とは、法的に「自然葬地 における火葬遺灰の埋葬」を意味する(「葬 事等に関する法律」第2条第3項「「自然葬」 とは、火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝 生などの下や周囲に埋めて葬事することをい う」)。また、「散骨」については、法律的根 拠がないことが指摘されている<sup>8</sup>。実態とし て「散骨」に該当するのは、「幽宅の丘」や 海洋葬などの形で行なわれているものであ る。

#### 「葬事等に関する法律」が意味するところ

上で確認した内容を総合すると、「葬事等に関する法律」のもとで墓地はどのように扱われていくことになるのか。ここで改めて整理しておこう。

まず、例外的なケース(後述)を除けば、 すべての死者の墓地には使用期限(最長 60 年)が付される。そして第二に、その期限が 到来すれば、すべての墓地は改葬もしくは整 理されることになる。また第三に、死後、仮 に土葬されるにせよ、奉安(納骨)されるに せよ、最終的には自然葬もしくは散骨・合葬 の形に移行して葬られることになる。

このプロセスを経て、すべての死者の遺体 (遺骨)は、数十年の時間をかけてゆっくり と個人性を失いつつ、遅かれ早かれ自然還元 されていくことになる。その意味で、死者を 葬る時点では様々なバリエーションがあるよ うに見える韓国の葬墓文化も、最終的な方向 性としては「遺灰の埋葬・自然還元・個人性 の解消」という一つの方向を示しているよう に思われる。

いっぽうで、「葬事等に関する法律」におけるこうした規定は、韓国内の従来的な墓地をめぐる慣習に否応なく変化を迫るものとなる。その一例として挙げられるのが、「墳墓基地権」の問題である<sup>9</sup>。

これは、他人の土地にある墳墓に対して慣習法上認められる、地上権に類似の一種の物権を意味し、他人の土地に墳墓を設置しても一定の条件を満たす場合にはこれを保護して、所有者や新しく所有権を譲り受けた者が墳墓を撤去せよという請求をできないよう保護するものである。つまり、この権利は、墓地を設置する土地を有さない者にも墳墓の設置を認めるものである。その場合、権利の存続期間については、次のようになる。すなわち、民法の地上権に関する規定に従うのでなく、土地所有者と墳墓設置者との間に約定がない場合には、権利者が墳墓の守護を継続し、その墳墓が存続する限りは墳墓基地権も存続

するものとされる。

しかし、こうした権利は2001年1月13日 以降に設置された墓地については、「葬事等 に関する法律」に基づく設置期間の規定に よって制限されることになる<sup>10</sup>。このため、 同法の適用対象であるか否かによって墓地の 存続期間に関する扱いが大きく異なることと なる。

こうした状況を受けて、近年、「墳墓基地権をどこまで維持するべきか」という問題が提起されて、裁判所などの場で議論となっている<sup>11</sup>。この議論の行方には、韓国社会における墓地の位置付け、特にその優先度合いに、少なからぬ変化をもたらす可能性がある。

なお、このような議論から露わになる、「葬 事等に関する法律」の規定が適用されない墓 地の扱いという問題については、次章で改め て議論したい。

#### Ⅳ 「例外的な死者」の行方

ここまで、「葬事等に関する法律」の規定 に基づいて死者が葬られた墓地の行方につい て見てきたが、現実にはこうした規定が適用 されない墓地もある。

より具体的に述べれば、そこには二通りの 例外が存在する。

- 1. 国家有功者が葬られる国立墓地<sup>12</sup>、および 歴史的価値があると認められる保存墓地<sup>13</sup>
- 2. 「葬事等に関する法律」の使用期限規定の 適用外となる墓地

本論では以下、このうち例外の大半を占め ている後者の墓地について考えていく。 この、「葬事等に関する法律」の規定の適用外となる墓地については、保健福祉部のキムジュヨン高齢者支援課長による次の発言がある。適用外の墓地イコール「不法墓地」というわけではないが、その点は措くとしても、「こうした墓地を今後どのように扱っていくのか」という問題の深刻さは、政府にも認識されていると考えてよいだろう。

全国の墳墓は約1450万基と推定されるが、この制度の対象となる墳墓は40万基のみで、残りは例外として扱われ、例外があまりにも多い。「不法墳墓をなぜ放っておくのか」と人々が反発すると、混乱が非常に大きくなるだろう<sup>14</sup>。

では、「葬事等に関する法律」の適用外であるが故に、これらの「例外」はアンタッチャブルなのかと言えば、これは必ずしもそうとは言えない。法律の規定の適用外である宗中(門中)墓地や共同墓地が「改葬」される例は、さほど珍しくないのである。

## 「葬事等に関する法律」の規定が適用されない墓地の「改葬」

いくつか例を挙げてみることにしよう。京 畿道城南市盆唐区の栗洞公園は、貯水池の周 辺に整備された公園であるが、周囲の山野の 斜面には多数の土葬墳墓群を今も見ることが できる(前掲写真1参照)。それらのほとん どは「葬事等に関する法律」の墓地使用期限 規定の適用以前の時期に築かれた宗中(門中) 墓地であるが、盆唐区はそうした墳墓の所有 者である宗中との協議のうえ、自然葬へと形 態を転換しつつの移転を推進している。

京畿道城南市盆唐区は、粟洞公園遊歩道や 公園を横切る道路と接している全州李氏宗 中の墳墓25基について、来年度7月までに 移転を推進すると30日、明らかにした。区 は去る5月、全州李氏同心公派宗中と協議 し、粟洞公園内の大規模墳墓(6533㎡)を 公園外の盆唐洞山27-3番地の上方へ移す ことについて協議した。李氏宗中の25基の 墓地を移す場所は小規模自然葬地(500㎡) へと造成され、10月中旬から工事に入る15。 また、ソウルや京畿道とともに首都圏を構 成する仁川広域市の富平区にある市営の巨大 葬墓施設・仁川家族公園には、1970年代に 現地に移転して以降、旧来の土葬墓地が数多 く立ち並び、その中には無縁墳墓も多数存在 する。再開発事業にともなって旧来の墓地は 移転・整理を余儀なくされており、無縁墳墓

る(写真11・写真12)。 仁川市は、富平区仁川家族公園の無縁墳墓 に対して強制改葬を実施し、2011年から 推進してきた奉安施設建設など2段階家族 公園造成事業を施行すると明らかにした。 ……10月26日から残りの無縁墳墓16基 について、強制改葬を実施する予定である。 (これらの墳墓は)これまで2回にわたる 無縁墳墓改葬公告にもかかわらず改葬がな されなかった墳墓のうち、縁故者がいない

墳墓だ16。

についても、公告のうえで強制改葬を実施し、

墓地公園としての全面的な現代化(納骨堂の 増設・自然葬地の拡大など)が進められてい



写真 11 改葬公告が掲示された無縁墳墓(仁川広域市・仁川家族公園、2015年9月19日、著者撮影)



写真 12 広大な自然葬地(仁川広域市・仁川家族 公園「空の庭園自然葬」、2015年9月19日、著 者撮影)

さらに、慶尚南道南海郡にあって納骨平葬墓の設置で知られる公設の葬墓施設・南海追慕ヌリでは、植民地時代からの土葬墳墓が集まり、新規の埋葬が困難となっていた隣接の共同墓地「平峴平里共同墓地」を再開発し、従来の土葬墓の埋葬者を火葬した上で新たに形成された納骨平葬墓に収容するとともに、無縁者や新規の埋葬者を受け入れる自然葬地「平峴平里自然葬追慕墓域」を創り出した(写真13・写真14)。

南海郡は、今月から西面煙竹里平峴共同墓

地を親環境型の自然葬地として再開発する 事業に着手したと17日、明らかにした。 100年以上前に造成された2万4千㎡規模 の共同墓地は、450基以上の墳墓があるが、 すべて古くなっているうえに追加スペース がなく、子孫が墓地利用に困難を来してき た。このため、平峴共同墓地管理委員会が 共同墓地整備を提案し、南海郡による数回 の住民説明会を経て、この共同墓地を親環 境型自然葬地として再開発することにし た<sup>17</sup>。



写真 13 改葬前の平峴平里共同墓地(慶尚南道南 海郡・南海追慕ヌリ、2013 年 1 月 2 日、著者撮影)



写真 14 改葬後の平峴平里自然葬追慕墓域(慶尚 南道南海郡・南海追慕ヌリ、2015 年 12 月 30 日、 著者撮影)

これらの事例が何を意味するか。それはすなわち、たとえ「葬事等に関する法律」の適用外であったとしても、そうした「例外」の墓地もまた、避けようもなく変化の波にさらされている、ということに他ならない。上の事例で出てくるような20世紀以前の旧来の墓地は、法律上は規制の枠外にあったとしても、人口の集中によって土地不足を招く都市化の影響や、その結果として生じた葬墓文化の変容と無縁ではあり得ないのである。

したがって今後、ある程度長い年月を要することではあっても、都市近辺の土葬墓地から順次、奉安(納骨)もしくは自然葬の形をとって整理されていくものと考えられる。また、それらの墓地に埋葬された者の遺灰は、「葬事等に関する法律」の枠組みの中で設置期限が設定された墓地に葬られた者たちと同様、最終的には自然還元され、個人性を喪失していくことになるはずである。

こうした流れが将来的にも継続するとするならば、「葬事等に関する法律」の規定の例外として国内に残る多くの土葬墓地は、緩やかに年月をかけた改葬を経て整理され、究極的には「葬事等に関する法律」の枠組みの中に編入されていくのではないだろうか。

ここでいま一度、現代韓国葬墓文化の整理 図式(前掲・表1)を振り返るならば、「安 葬時にどのような形態を選択するか」に関わ らず、どのケースでも「60年を一つの区切 りとして墓地は整理され、最終的には自然還 元されていく」ということが再確認されるこ とになる。こうした認識が今後、一般化する か否か、韓国の世論の動向が注目されるとこ ろである。

#### Ⅴ 現状に基づく考察――結びにかえて

本論を締めくくるにあたって、韓国の葬墓 文化をめぐって生じた変化について、もう一 度まとめておこう。

人口の急増と都市化の急速な進行にともなう「土地不足」という問題から出発した韓国の墓地問題は、「土地問題の解決」という政治経済的な見地から要請された葬法の変容(火葬・納骨堂・自然葬の導入など)を促す「葬事等に関する法律」の制定へとつながった<sup>18</sup>。このような条件変化によって、葬送儀礼や墓地を取り巻く環境は大きく変化した。

では、そうした事態を受けて、「韓国人の 死生観」はそれをどのように追いかけ、どの ように変化していくのだろうか。

本論の考察によって差し当たり示唆される のは、葬墓をめぐる「死の比較文化論的研究」 を構想する際の、政治経済的/法律的側面に 配慮することの重要性である。

「葬事等に関する法律」の第1条は、「目的」 として、次のような内容を述べている。

この法は、葬事の方法と葬事施設の設置・ 造成および管理などに関する事項を定め、 保健衛生上の危害を防止し、国土の効率的 利用と公共福祉増進に資することを目的と する。

繰り返しの確認になるが、この法律に明ら かなのは、現代韓国においては、都市化が進 む現代社会における政治経済的な要請が、葬 墓の変容を必要としているのであって、それに対応する死生観の変容などには言及されず、まったく後回しの問題となっている、という事態である。この文脈における「葬墓」とは、死者もしくは精神世界に関わるものではなく、何よりもまず(生者の)生命や財産といった世俗社会の現実に関わる存在である。

佐藤弘夫は、「死をめぐる比較研究」という研究の枠組みに言及する中で、しばしば試みられる「地域と時間を超えた対比」の大半が「単なる類似点・相違点の指摘」に留まり、「それらが蓄積され深化されて、精神史や文化史の枠組みそのものの変更を促すに至った」例を近年ほとんど見ることがないと述べる。そして、原因の一つとして、「儀礼・制度・習慣の根底に横たわる死をめぐる観念と、それを規定する時代のコスモロジーを十分に対象化できていないこと」があるのではないかと述べた上で19、次のように指摘する。

目にみえる儀礼とそれを支える目にみえない精神文化が一体として把握されて初めて、死の観念をその全体性に置いて把握することが可能となる<sup>20</sup>。

こうした佐藤の指摘に、特に異論があるわけではない。ただ、もしこうした比較研究の枠組みに、本論が若干の貢献をするとすれば、それは「都市化が進む現代社会における政治経済的な要請が、葬墓の変容を要請し、それに対応する死生観の変容を人々に迫る」という、いわば「現代韓国モデル」の提示ではないかと考える。それはすなわち、「死の観念」

の全体性を考えるにあたって、死に関わる精神世界とは別のところから行使される世俗の 影響力を、より重視すべきではないか、という問題提起である。

もう少し別の角度から言い直せば、それは、「葬墓」というものを、「死者の世界=他界」の表現であると同様に、「生者の世界=現世」の表現であると考え、その両者の相関関係の間に「葬墓」を置いてみる、という試みである(図1参照)。葬墓を通じて他界をめぐる世界観を考察するのと同じように、現世をめぐる世界観の把握をも試みてこそ、「死の観念をその全体性に置いて理解することが可能となる」のではないか。



図1 葬墓をめぐる考察の概念図

そのような観点からすれば、葬墓をめぐる 変容は現世と他界のどちらからの入力によっ てももたらされ得るし、その影響はそれぞれ の世界に連動して及ぶことになるだろう。

例えば、現在でも韓国社会の中に根強く存在していると思われる父系血族集団=宗中(門中)に対する意識は、そうした親族集団の系譜を示す「族譜」と、そこに記された先祖の墓地が安置されている「先山」と呼ばれる墓域の存在、そしてそこで行なわれる「祖先祭祀」に裏打ちされている。こうした意識は今後、都市化にともなってもたらされた墓地の個人化、そしてその先にある個人性の解

消といった事態を受けて、どのように変容していくだろうか。それは、宗中意識の希薄化ということにつながるかもしれないし、あるいは葬墓とは別のところで集団としての意識の維持強化が図られるかもしれない。葬墓文化の変容は今後も継続すると思われるので、そうした点についてはさらに長期的な視点からの継続的な観察と検討が必要であると思われる。

■本研究は、科学研究費補助金(基盤研究 C、研究課題番号:25370071)および同(基盤研究 C、研究課題番号:16K02182)の助成を受けたものである。

#### 注

- 1 死者の骨である遺骨のうち、粉末状になった ものを「遺灰」と呼ぶ。韓国では火葬の際、多 くの遺族が骨の形状を残す「遺骨」よりは粉末 状の「骨粉」での引き取りを希望するため、本 論では以下、韓国内の文脈において「遺骨」の 代わりに「遺灰」を用いる場合もある。
- 2 佐藤弘夫『死者のゆくえ』(岩田書院、2008年) 204-205頁。
- 3 前掲書、218頁。
- 4 「宗中(門中)」という用語について、高翔龍 「宗中財産と名義信託」(『北大法学論集』 第49 巻第3号、1998) を参照しながら、ここで確認 しておきたい。
  - まず、高翔龍による「宗中」の定義は、次の通りである。
    - 宗中とは、一言でいえば、父系血族による親族集団をいう。すなわち、「本」を共にする者は同本として認識され、同一の始祖から生じたすべての者によって構成される最大の父系血族集団である。(237頁)
  - また「本」については、注釈が付けられ、次のように説明されている。
    - 本とは、自分が属する祖先の発祥地名を示す ものをいうが、本貫、貫籍、籍貫ともいわれる。 韓国では祖先を異にする同姓が多いので、こ れを区別するために「本」が付けられるもの と解されている。本は血族系統を示す姓と不

可分な関係にあり、同姓同本であれば、一応 同一の父系血族に属するものと解される。(248 頁)

「宗中」と「門中」との関係についての説明は、 以下の通りである。

宗中と門中との関係であるが、門中とは比較的に小さい宗中、すなわち一族の一分派として高祖以下の有服親(喪服を着る近親をいう)宗中を意味する。しかし、最近の慣習調査によれば、その両者は区別されず同じ意味で使われていると説かれている。(238頁)

この宗中もしくは門中は、先祖の祭祀と墳墓の 守護・保存、また宗員相互間の親睦・福祉を図 るために財産を所有するものとされる。

宗中財産のなかでもっとも重要なものは、先祖の墓を安置した墓山、宗山、先山と呼ばれている林野と、先祖の祭祀費用の財源として提供される宗位土、門位土、墓位土(これらを略称して位土、宗土、祭田、ともいう)と称する土地である。かかる土地(位土)を基本財産とし、そこから生じる果実、すなわち従来の小作料などの収益で先祖の祭祀を執り行い、残りものがあれば宗員の互助ないし共益をはかるために使われる。より具体的にいえば、土地からの収益は、主に祭祀、改葬、墳墓の修築、石物の施設、祭堂の建築および維持、宗山の植林、宗家の復興、宗員の救助、族譜および先祖の文集発刊、宗会開催などの費用にあてられる。(240頁)

本論において議論の対象としている「宗中(門中) 墓地」とは、こうした「宗中財産」の一つである。 後述されるように、京畿道城南市盆唐区が栗洞 公園内の宗中墓地の整理移転に際して、当該墓 地の宗中を交渉相手としているのは、このため である。

- 5 1994 年度には 20.5% だった火葬率は、2015 年度には 80.5%を記録している(『朝鮮日報』 2016 年 9 月 18 日付記事、http://news.chosun.com/site/data/html\_dir/2016/09/18/2016091800164. html 最終確認 2016.09.30)。
- 6 「葬事等に関する法律」は、2015年12月29日付で一部改正された。その主な内容は、従来「15年」に設定されていた墳墓の設置期間を「30年」に延長する、というものである。なお、この改正にともなって、従来は3回(各回15年)と規定されていた設置期間の延長は1回(30年)に改められ、最大60年という点についてはこれまでと変わらない。
- 7 http://www.law.go.kr/lsEfInfoP. do?lsiSeq=167742# を参照のこと(最終確認 2016.9.30)。
- 8 安佑煥 [田中悟訳] 「葬事文化の変化にともな う自然葬の研究」(『六甲台論集―国際協力研究 編』第15号、2014) 61 頁参照。

- 9 以下の「墳墓基地権」の議論については、ソンギョン〔弁護士〕「墳墓基地権とは」(『不動産フォーカス』 第28号、2010年9月、https://www.kab.co.kr/kab/home/common/download\_cnt.jsp?sMenuIdx=036015015000035021&sBoardIdx=045005125003039021&sFileIdx=045005125001 最終確認2016.9.30)を参照した。
- 10 「葬事等に関する法律」附則第2条を参照のこと。
  - 第2条(適用例)(①省略)
  - ②第19条および第27条第3項の改正規定は、 法律第6158号「埋葬および墓地等に関する法 律」改正法の施行日である2001年1月13日 以後、最初にされる墳墓から適用する。
- 11 例えば、「『他人の土地に墓地設置』慣習法上の権利認定をめぐって法廷攻防」(『聯合ニュース』 2016 年 9 月 22 日 付 記 事、http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2016/09/22/020000 0000AKR20160922141100004.HTML 最終確認 2016.09.30) などを参照。
- 12 「葬事等に関する法律」第3条を参照のこと。 第3条 (国が設置・運営する葬事施設に関す る適用除外) 国が設置・運営する葬事施設(自 然葬地は除く)に対しては、この法律を適用 しない。〈改正 2015.1.28〉
  - [題目改正 2015.1.28]
- 13 「葬事等に関する法律」第34条を参照のこと。 第34条(歴史的保存価値がある墓地等に関す る特例)①保存墓地または保存墳墓(歴史的 保存価値がある墓地または墳墓をいう。以下 同じ)の指定を審議するために保健福祉部に 国家保存墓地審査委員会を、特別・広域市・ 特別自治市・道・特別自治道に市・道保存墓 地審査委員会を置く。〈新設2015.1.28〉
  - ②保健福祉部長官又は市・道知事は、次の各号のいずれかに該当する墓地や墳墓に対して、国家保存墓地審査委員会または市・道保存墓地審査委員会(以下「保存墓地審査委員会」という)の審議を経て、保存墓地または保存墳墓として指定することができる。〈改正2011.5.30、2015.1.28〉
  - 1. 歴史・文化的に保存価値がある墓地または 墳墓
  - 2. 愛国精神を育てることに貢献する墓地や墳墓
  - 3. 国葬・社会葬などをして、国民の追悼対象 となる人の墓地や墳墓
  - (③以下省略)
- 14 2015 年 9 月 23 日 の 発言。「 時 限 爆 弾 の ご とき 『一時的埋葬制度』 に批判の洪水」(『相 助 葬 礼 ニュース』 2015 年 9 月 24 日 付 記 事、http://www.sjnews.co.kr/news\_gisa/gisa\_view.htm?gisa\_idx=39579 最終確認 2016.9.30) 参照。

- 15 「城南栗洞公園内墳墓 25 基、来年7月まで に移転」(『NEWSIS』2015年9月30日付記 事、http://www.newsis.com/ar\_detail/view. html?ar\_id=NISX20150930\_0010320765&cID=1 0301&pID=10300 最終確認 2016.09.30)
- 16 「仁川家族公園無縁故墳墓強制改葬、2 段階 の建設が本格化」(『仁川 in.com』 2015 年 10 月 20 日 付 記 事、http://m.incheonin.com/news/ news\_view.php?m\_no=1&sq=30342 最 終 確 認 2016.09.30)
- 17 「南海郡『共同墓地の公園化』推進… 葬儀文化改善の先頭に」(『聯合ニュース』2013年8月17日付記事、http://www. yonhapnews.co.kr/bulletin/2013/08/16/020000 0000AKR20130816134300052.HTML 最終確認 2016.09.30)
- 18 旧来の「埋葬および墓地等に関する法律」を 全面的に改めた「葬事等に関する法律」の登 場は、2001年1月13日施行の法律第6158号 (2000.1.12 全部改定)がその嚆矢である。
- 19 以上、佐藤弘夫『死者のゆくえ』 223 頁参照。
- 20 佐藤弘夫『死者のゆくえ』 224 頁。

# Funerary Culture in South Korea: Current Status and Issues

#### TANAKA Satoru\*

#### Abstract

This article discusses the current state of funerary culture in South Korea, focusing on the unavoidable changes in graveyards that have occurred due to the spread of cremation, with the aim of elucidating the relationship between the dead and the living in contemporary South Korea. Changes in views regarding the deceased buried in graveyards do not appear to underlie the quick transformation of funerary culture in present-day South Korea. Rather, this transformation was brought about by secular causes: Graveyards take up a growing proportion of land in the country, and land suitable for new graveyards is becoming scarce. These situations arose due to the influence of rapid modernization, particularly urbanization. Accordingly, this article poses the following question: How were people's views of the dead transformed by changes in graveyards in response to secular factors? My analysis suggests that it is important to consider politico-economic and legal aspects when planning comparative cultural research on death as it relates to funerary culture. In contemporary South Korea, politico-economic demands in an urbanizing society have transformed funerary culture via legal reforms. Furthermore, these developments have driven people to correspondingly change their views of life and death. At the very least, ideas regarding kin groups that South Koreans have held as a result of the form of graveyards will come under pressure to be dismantled or reconstructed following processes such as the individualization and de-individualization of graveyards.

<sup>\*</sup> Researcher, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.